

**北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業  
委託事業者募集要項**

**令和8年2月**

**北九州市子ども家庭局子育て支援課**

# 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業委託事業者募集要項

## I 当該公募の趣旨

本業務については、日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児を援助することで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図り、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業を実施するものである。

このため、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業を提供できる事業者を広く募集する。

## II 募集形態

本業務の目的を達成するため、適当と認められる事業者に委託する。産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業を利用しようとする者(以下「利用者」という)が事業者を選定できるよう、複数の事業者に委託する。

## III 議会の議決

本要綱に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和8年度予算案が北九州市議会において可決・配当されることにより成立する。可決されなかった場合は、募集しなかったものとして取り扱うが、応募及びその準備に係る損害賠償等には一切応じない。

## IV 委託業務内容

1 業務名 令和8年度北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業委託業務

2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 業務内容

### (1)対象者

北九州市内に住民登録を有し、日中、家族などから家事や育児の支援受けられない者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 1歳未満の乳児を養育する者

イ 3歳未満の乳幼児を二人以上養育する者(多胎児を含む)

ウ 妊娠中で体調不良により家事・育児の援助を必要とする者

エ 流産又は死産から1年以内で、体調不良のため家事等が困難な者

### (2)利用時間数及び回数

ア 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内(1時間単位)とし、1日2回までとする。

イ 回数は、延べ20回を限度とする。ただし、3歳未満の乳幼児を二人以上養育する者は、延べ40回を限度とする。

### (3)実施内容

以下の内容を実施する。なお、事業の詳細は、「北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業委託業務仕様書」を参照すること。

ア 利用申請の受付

イ 利用者から提出された利用申請書及び関係書類の確認

ウ 利用者へのサービス提供

委託事業者は本事業の利用者に、次の表に掲げる内容を提供する。

ただし、子どもの養育者が不在のときは、サービス提供を行わないこと。

区分	サービス内容
(1)家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 郵便物の送付等 カ その他必要な家事援助
(2)育児援助	ア 授乳の準備・介助 イ おむつ交換・着替えの介助 ウ 沐浴の介助 エ きょうだい児(就学前)の世話 オ 適切な育児環境の整備 カ その他必要な育児援助

エ 利用証明書への記載

オ 利用料(利用者負担)の徴収と領収書の発行

カ 実施報告書の作成

キ 委託料の請求事務

ク 利用者からの問合せへの対応

ケ 繼続支援が必要な場合は、市・区役所との連携

コ 市への報告書等の提出

#### 4 費用について

市は、利用者の区分に応じて下記表の額を委託事業者に支払うものとする。

(1時間あたり)

区分	利用者負担額	公費負担額	利用料合計
市民税課税世帯	1,000 円	1,050 円	2,050 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯	0 円	2,050 円	2,050 円

(消費税及び地方消費税を含む)

#### 5 受託者の要件

次に挙げる要件を全て満たす事業者であること。

(1)本事業を管理する者を定めること。

- (2)産前産後子育て支援ヘルパーとして派遣可能な従事者を2名以上有していること。
- (3)産前産後子育て支援ヘルパーは次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、訪問介護員の資格を有する者であること。
  - イ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
  - ウ 心身ともに健康であること。
- (4)北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱第4条(サービスの内容)に規定した事業内容を提供できること。
- (5)きたきゅう子育て応援アプリでの利用申請の受付ができること。
- (6)産前産後子育て支援ヘルパーに対して、資質の向上、個人情報保護、感染症予防、救命救急講習及び事故防止等の必要な研修を行うこと。
- (7)事故等の緊急事態に備え、損害賠償保険等の保険に加入すること。
- (8)北九州市と適切な連携・調整を行うことができること。

## V 応募資格及び欠格事項

### 1 応募資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1)本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体(法人)等であり、北九州市内に事業所があること。
- (2)「介護保険法」第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、又はこれと同等のサービスを提供できること。
- (3)家事援助と育児援助の両方のサービスを提供できること。
- (4)市物品等供給契約有資格業者名簿に登録されていること。

### 2 欠格事項

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2)暴力団又はその他暴力的集団の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている。
- (3)法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。

(5)次の号のいずれかに該当している団体

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北九州市暴力団排除条例※(平成22年北九州市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの。
- イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの。
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。

(6)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(7)本市から指名停止を受けている期間中であるもの。

## VI 手続き等

1 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX番号 093-582-5145

メールアドレス [kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp)

2 募集要項に対する質問受付及び回答

(1)受付期間

令和8年2月16日(月)17時まで

(2)受付担当課

1に同じ。

(3)方法

別紙質問票に記入し、メールで契約担当課に送付。

(4)回答方法

令和8年2月24日(火)までにすべての質問に対し、ホームページ上で回答する。なお、質問者の情報は伏せた状態で広報する。

(5)注意事項

応募後、当募集内容等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

3 必要書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

令和8年2月27日(金)17時必着

(2)提出場所

1に同じ。

### (3)提出方法

応募者は、以下の応募書類を提出期限までに郵送または持参すること。

ア 北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業受託申込書(様式1)

イ 事業実施にあたっての運営に係る方針等について(別紙1)

ウ 役員等名簿(別紙2)

エ 従事者名簿(別紙3)

オ 受託要件チェックシート(別紙4)

カ 傷害保険加入状況が分かるもの

キ 研修実施状況が分かるもの

ク 定款、会則等

※令和7年度北九州市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業受託事業者で、クの内容に変更がない場合は、提出を省略できる。

### (4)応募上の注意

ア 必要書類が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても提出を無効とする。

イ 必要書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された必要書類、及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された必要書類は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とする。

カ 必要書類を提出した者は、提出した書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 役員名簿は、北九州市暴力団排除条例に基づき、北九州市の事務事業から暴力団を排除するために、警察へ照会・確認するために使用する。

ク 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

ケ 応募後、当募集内容等について、不知または不明を理由として異議を申し立てない。

## 4 審査及び結果の通知

提出された申込書類一式とヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定する。審査結果は応募者に通知する。

### (1)申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

①受託者の要件に満たないもの。

②指定日時まで必要書類が提出されなかったもの。

③その他、申込みに關する条件に違反したもの。

### (2)審査結果の連絡

審査結果は応募者に郵送で通知する。

(3)(2)で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

#### 5 事務説明会(新規受託事業者のみ)

令和8年度より新規に受託する事業者に対し、事務説明会を実施する。日程については、後日連絡予定。

#### VII 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課(担当:篠田・荒牧)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1

TEL:093-582-2082 FAX:093-582-5145